

一般社団法人 安房薬剤師会薬業会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人安房薬剤師会薬業会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県館山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、館山市、南房総市、安房郡鋸南町、鴨川市において薬剤師、薬局等の従業者、登録販売者及び薬業に携わる者の倫理及び学術的水準を高め、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、市町民の保健衛生及び地域医療、地域の介護福祉の向上に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 薬剤師、薬局等の従業者、登録販売者及び薬業に携わる者の倫理及び職能向上に関する事業
- 2 地域における公衆衛生及び薬事衛生の向上発展に関する事業
- 3 医薬品等に関する適正供給の確保、並びに医薬品等に関する情報の収集と提供及び啓発普及に関する事業
- 4 各種の研修会、講習会の開催と薬剤師、薬局等の従業者、登録販売者及び薬業に携わる者の技術知識向上発展に関する事業
- 5 学校薬剤師の業務の受託等に関する事業
- 6 薬学生受入に関する事業
- 7 在宅医療への参画、貢献に関する事業
- 8 医療保険、介護保険に関する事業
- 9 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 当法人の目的に賛同して、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書（別記第5号様式）を会長（第22条第3項の会長をいう。以下同じ）に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費等の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 1 定款その他の規則に違反したとき。
- 2 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3 その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の1週間前までに当該会員に予め通知するとともに、当該会員に除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 退社したとき。
- 2 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 3 第7条の支払義務を正当な理由なくして1年以上履行しなかったとき。

- 4 当該会員が死亡し又は解散したとき。
- 5 除名されたとき。
- 6 総社員の同意があったとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既納した会費等及びその他の抛出金品はこれを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- 1 会員の除名
- 2 理事及び監事の選任又は解任
- 3 理事及び監事の報酬等の額
- 4 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散及び残余財産の処分
- 7 その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 当法人の総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって、一般法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が必要と認めた場合又は理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日々の7日前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長が務める。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 1 会員の除名
- 2 理事及び監事の解任
- 3 定款の変更
- 4 解散
- 5 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を当法人に提出して、他の会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の運用については、その会員は出席したものととする。

(書面による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を、出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会員のうち2名を議事録署名人として選出し、議事録に署名する。

第5章 役員

(役員を設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- 1 理事5名以上10名以内
 - 2 監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長、1名を会計とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 1 会長、副会長及び会計は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 2 当法人の理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 当法人の監事は、この法人又は子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。また、前項の規定は監事についても準用する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び会計は会長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び会計は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議により、解任することができる。

(顧問及び相談役)

第28条 当法人に、任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

- 1 会長の相談に応じること
- 2 理事会から諮問された事項について参考意見をのべること

3 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(責任の一部免除)

第30条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督

3 会長、副会長及び会計の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

4 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、別に定めた順序により副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も署名する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の定時総会の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを

変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は理事会の承認を得た後、定時総会に報告するものとする。

3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

1 事業報告

2 事業報告の附属明細書

3 貸借対照表

4 損益計算書（正味財産増減計算書）

5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

6 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属等)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第44条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 執行部会及び委員会

(執行部会)

第45条 当法人は、会務の円滑な遂行を目的として、会長、副会長及び会計をもって組織する執行部会を置くことができる。

(委員会)

第46条 当法人は、第4条の事業を円滑に遂行するため、委員会を置くことができる。

2 委員会の設置及び運営は、理事会が別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第47条 当法人は必要に応じ、事務局を置き職員の任免は理事会の承認を経て会長が行なう。

2 事務局の設置並びに組織、内部管理に必要な規則その他については理事会が定める。

第12章 雑則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第13章 附則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第50条 当法人の最初理事は石井武美、杉本英雄、小山博司、池田秀樹、久保等、代表理事は石井武美とし、監事は山口正昭、渡邊輝男とする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第51条 設立時社員の氏名及び住所は次の通りである。

石井 武美 千葉県南房総市和田町下三原400番地10

杉本 英雄 千葉県館山市沼963番地の2

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上一般社団法人安房薬剤師会薬業会を設立するため、社員石井武美・社員杉本英雄の代理人である司法書士久保田吉夫は電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

平成29年3月30日

社員 石井 武美

社員 杉本 英雄

上記社員代理人 司法書士 久保田吉夫